

# 令和元年度 佐渡市両津クリーンセンター 公害防止協議会次第

令和元年7月2日(火) 午後2時～  
両津クリーンセンター 1階休憩室

## 1 開会のあいさつ

## 2 議事

- (1) 平成30年度両津クリーンセンターの受入状況について
- (2) 平成30年度周辺土壌ダイオキシン類の測定結果について
- (3) 両津クリーンセンター煙突・雨水調整池解体工事について
- (4) その他

## 3 閉会のあいさつ

○ 両津クリーンセンター年度別ごみ搬入量（平成16年度～30年度）

単位：t

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
搬入量	7,012.56	6,833.89	6,787.67	6,806.63	6,624.98	6,513.96	4,403.36	4,779.48	3,905.89	3,907.14	3,560.56	909.16	826.92	789.36	818.53

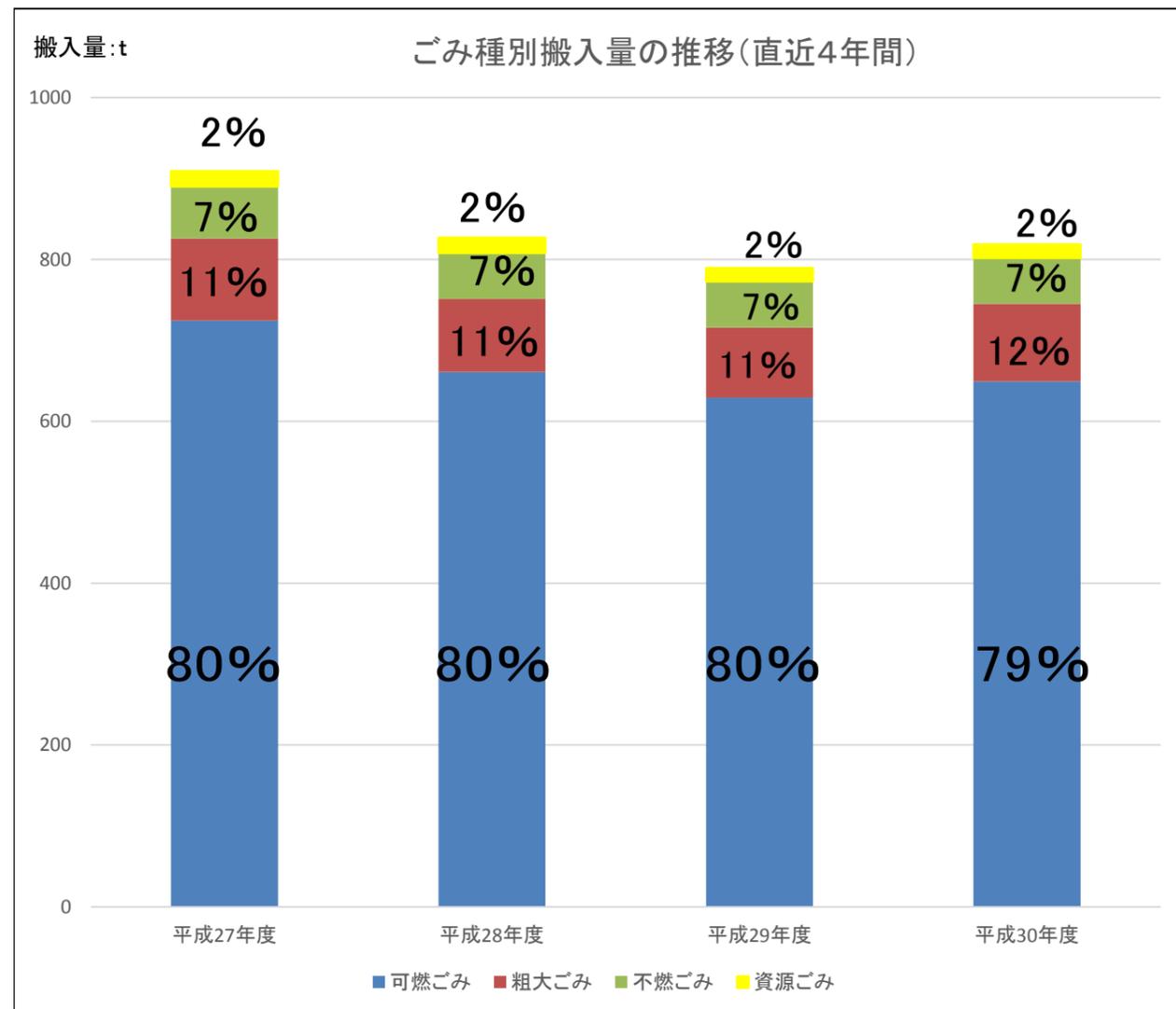
○ ごみ種別搬入量の推移（直近4年間）

単位：t

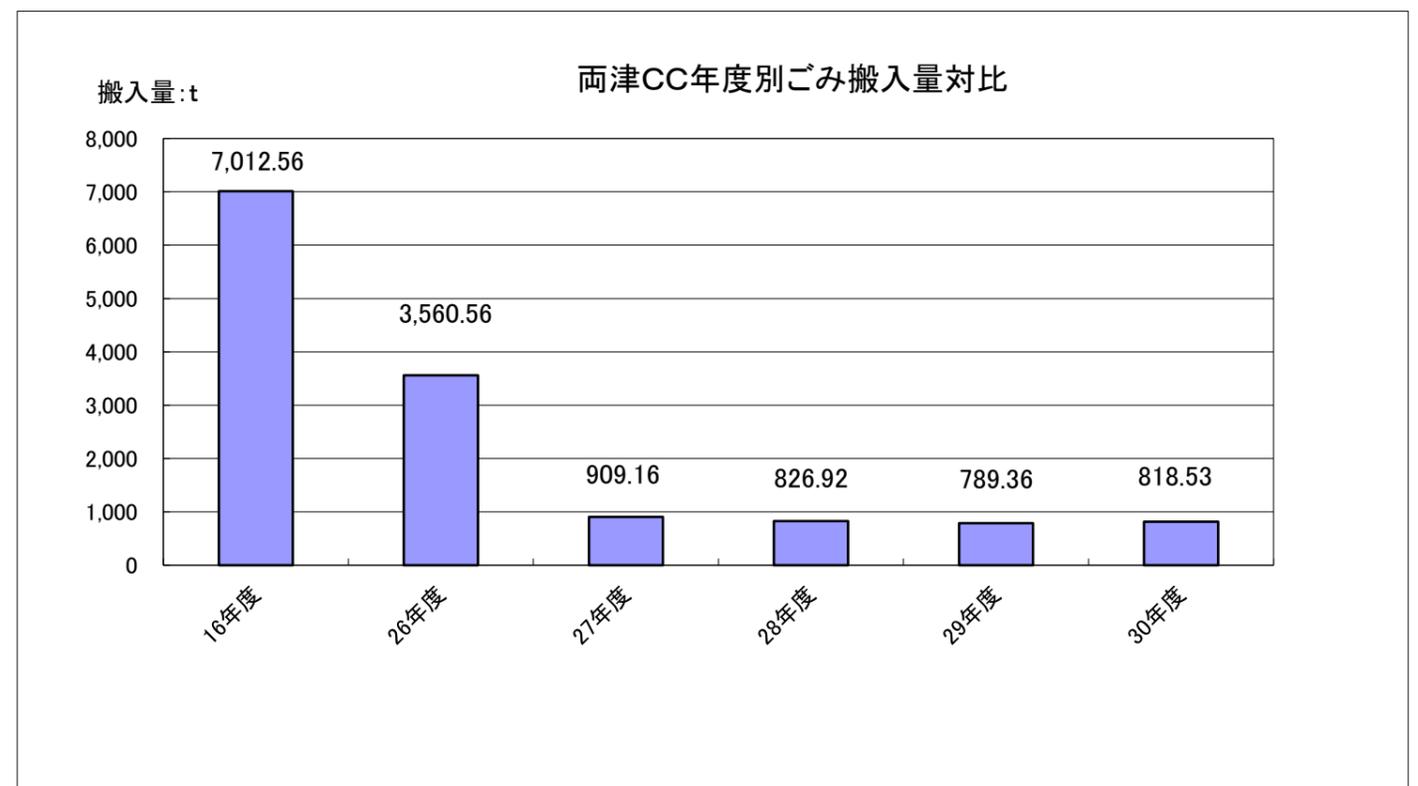
	可燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	合計
平成27年度	724.56	101.33	64.23	19.04	909.16
平成28年度	660.84	90.09	56.98	19.01	826.92
平成29年度	629.37	86.32	57.08	16.59	789.36
平成30年度	649.31	95.86	56.53	16.83	818.53

ごみ搬入総量は、直近4年間で10%減少している。

（可燃ごみ10%減、粗大ごみ5%減、不燃ごみ12%減、資源ごみ10%減）



両津クリーンセンターは、平成26年度まで施設を稼働、平成27年度以降中継施設となり直接持込みごみの受入れのみとなる。直接持込みされたごみは、佐渡クリーンセンターへ日々運搬されて処理をしている。また、委託収集されたごみは、直接佐渡クリーンセンターに搬入され処理をしている。

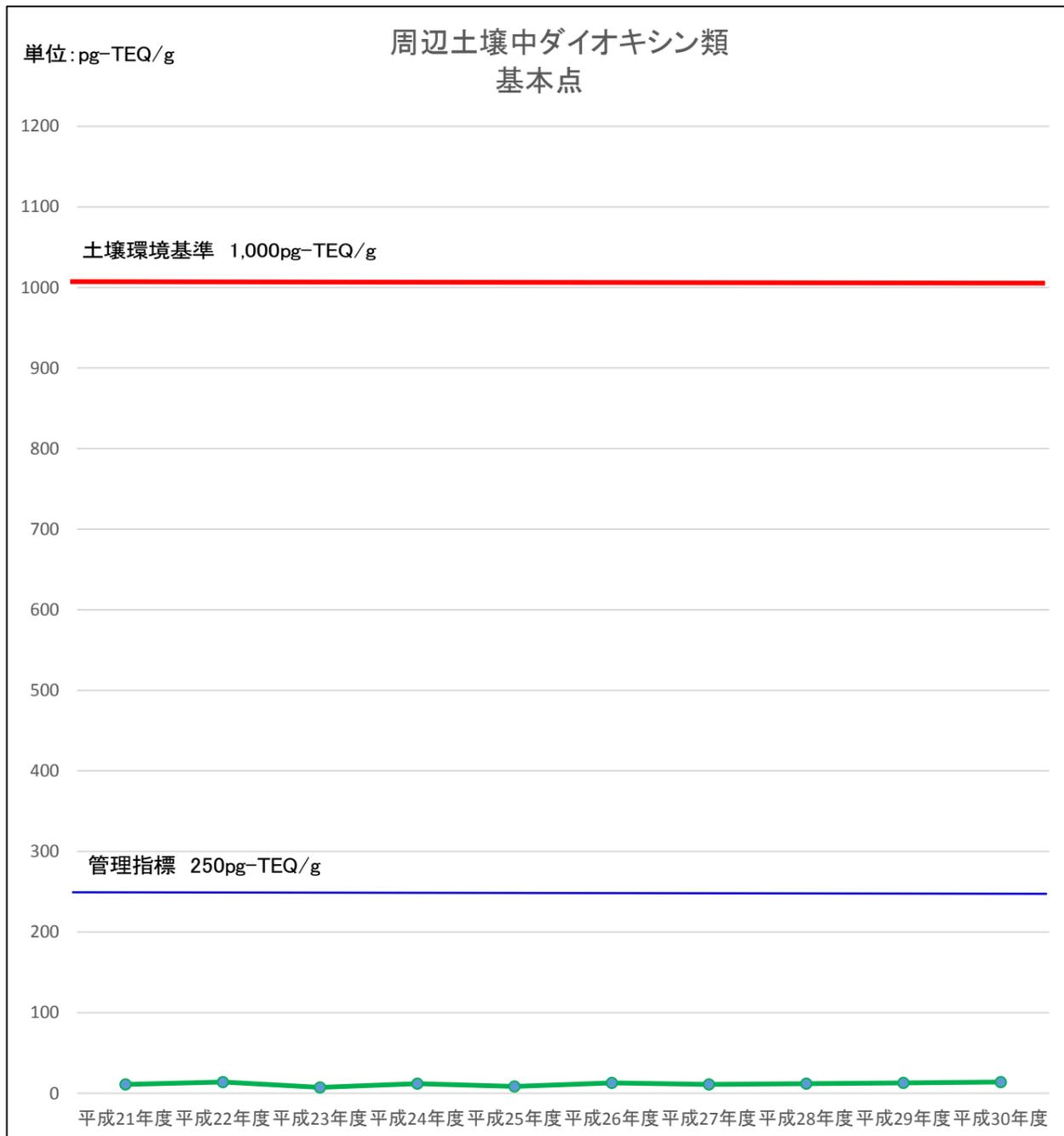


○ 両津クリーンセンター周辺土壌のダイオキシン類測定結果

単位: pg-TEQ/g

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
採取日	H21. 12. 17	H22. 12. 16	H23. 11. 17	H24. 11. 15	H25. 11. 14	H26. 11. 13	H27. 10. 16	H28. 12. 2	H29. 11. 10	H30. 11. 21
周辺土壌中ダイオキシン類基本点	11	14	7.3	12	8.6	13	11	12	13	14
〃 吾潟基本点	3.4	3.9	4.7	4.6	4.5	4.6	5.1	4.1	—	—
〃 住吉基本点	7.3	11	9.1	9.8	9.8	9.4	7.7	8.4	—	—
〃 城腰基本点	1.8	3.1	3.2	2.8	2.5	3.1	3	3.2	—	—

※平成29年度の公害防止協議会で、周辺土壌のダイオキシン類測定は、基本点の1箇所になりました。



【環境省】 ダイオキシン類による土壌の汚染にかかる環境基準

媒体	基準値	備考
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上【管理指標】の場合には、必要な調査を実施することとする。

【解説】

- 1 : pg (ピコグラム) 1兆分の1グラム
- 2 : TEQ 毒性当量=ダイオキシン類の実測濃度に毒性等価係数を乗じて得たもの

佐渡市長 様

# 計 量 証 明 書

平成30年11月21日付ご依頼の計量結果は、  
下記の通りであったことを証明いたします。



特定計量証明事業  
新潟県知事登録第特環1号  
認定番号 N-0046-01  
一般財団法人 新潟県環境分析センター  
本部 新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1  
〒950-1144 TEL(025)284-6500  
FAX(025)284-0022

件 名 : 灰溶融固形化施設等  
検査分析業務委託

環境計量士	島山 宏	
-------	------	---

採 取 日 : 平成 30年 11月 21日

採 取 者 : 一般財団法人 新潟県環境分析センター

採 取 場 所 : 両津クリーンセンター周辺  
(対象施設) 基本点

計量の対象 : 土壌

計量の項目 : ダイオキシン類

計量の方法 : 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」  
(平成21年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)

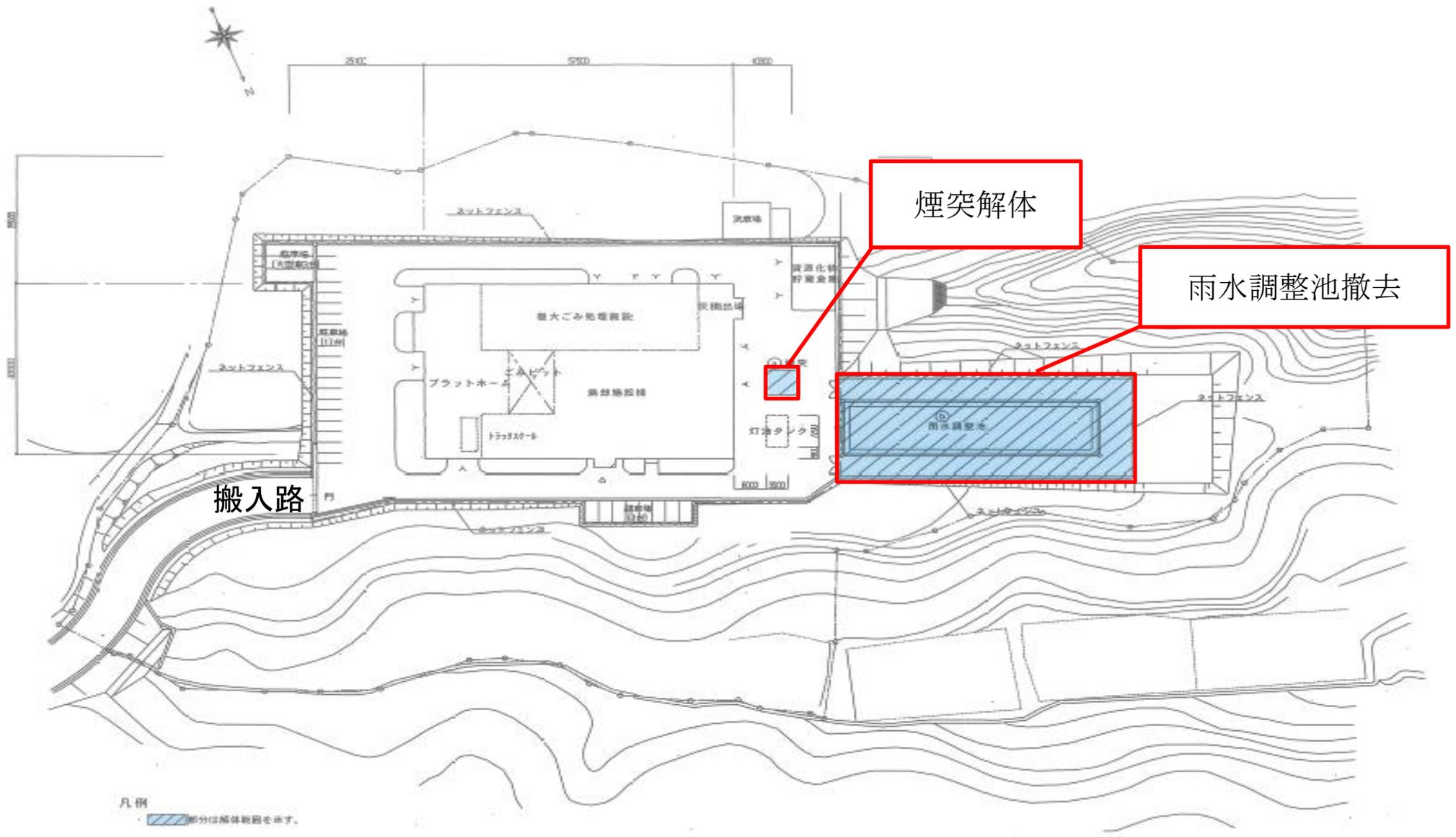
計量証明の結果 (詳細は2/2ページに示す。)

試料名 : 両津クリーンセンター 基本点 (土壌)

計 量 項 目			計量結果
ダイ オ キ シ ン 類	実測濃度	PCDDs (pg/g)	680
		PCDFs (pg/g)	290
		コプラナ-PCB (pg/g)	50
毒性当量 (TEQ)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	14	

- 備考
1. 毒性等価係数は、WHO-TEF(2006)を適用しております。
  2. 数値の丸めの作業は、最終計算値について実施しています。
  3. 実測濃度中の“ND”は、検出下限未満であることを示します。
  4. 毒性当量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出しております。
  5. 毒性当量は計量法第107条の対象外となります。
  6. 結果については乾燥固形物当たりの濃度です。

# 両津クリーンセンター煙突・雨水調整池解体工事 平面図



両津クリーンセンター煙突・雨水調整池解体工事スケジュール

	R1												R2											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
解体工事入札（8月下旬）					■																			
9月議会 解体工事請負契約の締結を上程						■																		
仮囲、仮設敷鉄板設置等							■	■																
ダイオキシン類除去工事								■				■	■											
煙突解体工事 (足場・大型クレーン設置含む)									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
雨水調整池撤去工事									■	■	■	■												
敷地整地工事等																		■	■					
工事期間								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					

○佐渡市両津クリーンセンター公害防止協議会開催要綱

平成26年4月1日

告示第96号

改正 平成29年3月31日告示第142号

(趣旨)

第1条 この告示は、両津クリーンセンター（以下「センター」という。）に関する公害を防止するため、佐渡市両津クリーンセンターに関する公害防止協定書（平成9年2月14日締結。以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、佐渡市両津クリーンセンター公害防止協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書の適正な運用に関する事項
- (2) センターの運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) センター周辺地区から選出された住民 9人以内
- (2) 環境対策課長
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市の職員 5人以内

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 協議会に座長を定め、座長は、環境対策課長をもって充てる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、協議会の開催通知、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示142・旧第10条繰上)

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。